

運動部活動における制限緩和に係る方針

(令和2年6月5日版)

<活動制限緩和の予定>

段階	期日
緊急事態宣言解除	5月14日(木)
分散登校終了	5月26日(火)
部活動時間の上限を 平日3時間、週休日4時間実施	5月23日(土)から
県内に限り複数校による合同練習実施可	
県内における練習試合実施可	5月30日(土)から
県内大会への参加可	6月13日(土)から
県外への遠征及び県内への受入れ許可 ※ただし、島根県との同一生活圏に限る	6月13日(土)から

<活動内容についての留意点>

- ・感染防止対策を十分に行うとともに、生徒の体調に十分配慮して活動する。特に、練習試合の実施や大会への参加については、段階的に実施し、ケガや熱中症防止に最善の配慮を行う。
- ・活動は、新しい生活様式に則って実施する。
- ・マスクの取扱いについては、保健体育の授業での取扱いに準ずる。
- ・発熱等の風邪の症状がある場合は、活動に参加させない。
- ・競技ごとの活動(練習及び大会)については、中央競技団体からの活動方針やガイドラインに則って活動する。
- ・コンタクトスポーツ(柔道、剣道、相撲、なぎなた、レスリング、ラグビー、ボクシング、空手、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、フェンシング等)においては、中央競技団体が対人的活動の実施を認めている場合は、埼玉、千葉、東京、神奈川、北海道及へ過去2週間行っていないこと、かつ2週間発熱などの風邪の症状等がない場合のみ可能とするとともに、活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は手指等の消毒を行う。他の種目についても、必要に応じて行う。
- ・必ず週休日のどちらか1日を休養日とする。
- ・練習試合の実施及び大会参加は、「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン(令和2年6月(決済日)日版)」を参照の上、実施及び参加する。

<活動実施についての留意点>

- ・必ず月ごとの活動計画を作成し管理職の了解を得た上で活動し、実績報告を作成して管理職へ提出する。
- ・計画の作成については、「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」、本方針及び「学校の運動部活動に係る活動方針」に則って作成する。
- ・管理職は、活動時間や休養日が遵守できない場合や、感染防止対策が不十分な部については指導を行い、改善が見られない場合は活動を許可しない。

<練習試合及び大会参加について>

- ・県外への遠征及び県内への受入れについては、島根県と同一生活圏内のみ許可

とする。

- ・島根県の全域及び島根県以外の都道府県については、各都道府県の状況を確認しながら緩和について検討していく。
- ・会場への移動は、活動時間に含めない。
- ・会場への移動手段については、管理職の了解を得る。
- ・練習試合における、会場及び用具等の準備・片付け・整備、試合間の休憩、ミーティングについては、活動時間に含めない。
- ・練習試合における、ウォーミングアップ及びクールダウンについては、活動時間に含める。
- ・宿泊を伴っての遠征は許可しない。

◎上記の方針は、現時点でのものであり今後の新たな情報等により随時見直しを行います。